

# 令和3年4月改正・8月施行の改正内容に係る変更点(1)

## 短期入所生活介護事業所様

### ■「特定入所者介護サービス費」の食費負担限度額・食費基準費用額と所得段階の変更■

令和3年8月1日より、特定入所者介護サービス費の食費負担限度額・食費基準費用額の変更と所得段階が細分化されます。

令和3年7月まで		令和3年8月から	
第1段階	300円	第1段階	300円(変更なし)
第2段階	390円	第2段階	600円
第3段階	650円	第3段階①	1,000円
		第3段階②	1,300円

※食費の基準費用額は、1,392円→1,445円(日額)に変わります。

また居住費の負担限度額は変更ありません。

※第3段階の利用者に関しましては、被保険者情報登録画面で令和3年8月1日からの履歴を作成し、第3段階①、もしくは第3段階②へ必ず変更していただけますよう、お願い申し上げます。※

### ■所得段階の変更方法■

メインメニュー画面より【被保険者設定】を開き、【被保険者の一覧】から利用者を選択してダブルクリックします。

- ① 履歴追加をクリックします。
- ② 保険情報をクリックします。
- ③ 「特定入所者介護サービス費」の欄で、該当の段階を選択します。
- ④ 登録をクリックします。
- ⑤ 【有効開始日の設定】画面が表示されますので必ず日付を令和3年8月1日に設定してください。

- ⑥ OKをクリックします。

### 確認

登録後、【被保険者情報登録】画面左端、履歴欄の一番下に、[開始日:令和03年08月01日/終了日:(期限なし)]の行が追加されたことをご確認ください。

⚠ 誤った内容で被保険者設定の登録をすると、月間ケアプラン画面で「特定入所者」をクリックした際に警告メッセージが表示されます。メッセージ内容をご覧ください、被保険者設定の内容をご確認ください。⚠

# 令和3年4月改正・8月施行の改正内容に係る変更点(2)

## グループホーム様

### ■公費「原爆福祉」の適用の拡充■

認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)、介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用以外)、認知症対応型共同生活介護(短期利用)、介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用)で適用可能な公費に、原爆福祉(法別番号:81)が追加されます。

令和3年4月1日より、上記サービスは原爆福祉(法別番号:81)が適用可能となりますが、国保連合会で該当公費の請求の受付を開始するのは、令和3年9月1日～10日の請求時期からです。

令和3年4月～7月提供分の請求方法は、償還払いによる方法、月遅れ請求による方法など自治体ごとに異なります。請求先の市町村の介護保険課へお問い合わせください。

※ 原爆福祉(法別番号:81)の公費が適用となる利用者がある場合には、被保険者情報登録画面の、公費情報の公費保険欄で「原爆福祉(通介)」の登録が必要です。 ※

メインメニュー画面より【被保険者設定】を開き、【被保険者の一覧】から該当の利用者を選択してダブルクリックします。

- ① 履歴追加をクリックします。
- ② 公費情報をクリックします。
- ③ 公費保険欄の公費保険1～4の項目、いずれかに公費情報を登録します。

※保険種別は「原爆福祉(通介)」を選択し、負担者番号と受給者番号、本人支払額がある場合には支払額を入力します。

(例) 令和3年4月1日より適用となる場合には、「令和3年04月01日」と入力します。

登録後、【被保険者情報登録】画面左端、履歴欄の一番下に[開始日:登録手順⑤で設定した年月日/終了日:(期限なし)]の行が追加されたことをご確認ください。

- ④ 登録をクリックします。
- ⑤ 【有効開始日の設定】画面が表示されますので公費適用開始となる年月日を設定してください。
- ⑥ OKをクリックします。